

り災ごみを搬入するまでの流れについて

確認

- ・「り災証明」をご用意ください。（未発行の場合は、管轄の消防署へ申請してください。減免申請には「り災証明」が必要です。）

- ・ 日程調整の上、職員が現場確認を行います。ご本人、委託される場合は業者の方の立会いが必要です。

申請

- ・ 火災ごみ搬入計画書、減免申請書等を提出していただきます。

- ・ 審査後、搬入スケジュールの調整を行います。

搬入

- ・ 搬入計画書に従い、処理施設に搬入していただきます。
- ・ 職員が現地で廃棄物を確認し、処理施設でも立会いを行います。

- ・ 搬入時に不適合物があれば、持ち帰っていただきます。

完了

- ・ すべての搬入が終了したら、当課担当までご連絡ください。

【注意事項】

- ・ 申請から搬入までには、処理施設との調整が必要となるため、通常1～2か月程度の期間を要します。
- ・ り災証明に記載された範囲の廃棄物のみ搬入していただけます。

廃棄物減量推進課 指導係
TEL 077-528-2802
FAX 077-523-2423